

平成 27 年より税制改正が適用されるもの

前回の TAX NEWS では、税制改正を特集し、近い将来開始される税制についてご紹介しました。今号では、前回紹介した税制もありますが、数年前に決定され、今年から適用が開始している税制についてご紹介します。一覧での掲載になりますので、個別税制についてご不明な点は、古田士会計担当者等にお問い合わせください。

相続税・贈与税の改正

相続税の基礎控除額の引下げ

	平成 26 年末相続開始まで	改正後
定額控除	5,000 万円	3,000 万円
法定相続人比例控除	1,000 万円 × 法定相続人数	600 万円 × 法定相続人数

相続税の税率構造の見直し

法定相続人一人当たりの相続分が 6 億円を超える場合の最高税率が、55% (昨年までは 50%) となります。

相続税の各種控除額の見直し(控除額の増額)

未成年者控除 (20 歳までの年数 × 6 万円 10 万円に)

障害者控除 (85 歳までの年数 × 6 万円 10 万円 特別障害者は 12 万円 20 万円に)

贈与税の税率構造の見直し

20 歳以上の子や孫が受贈者となる直系尊属からの贈与については特別に税率構造が緩和され、「直系尊属からの贈与」と「一般の贈与」とでは適用される税率が次のように異なります。

【改正後】直系尊属からの贈与			【改正後】一般の贈与		
基礎控除後の課税価格	税率 (%)	控除額 (万円)	基礎控除後の課税価格	税率 (%)	控除額 (万円)
200 万円以下	10		200 万円以下	10	
200 万円超 400 万円以下	15	10	200 万円超 300 万円以下	15	10
400 万円超 600 万円以下	20	30	300 万円超 400 万円以下	20	25
600 万円超 1,000 万円以下	30	90	400 万円超 600 万円以下	30	65
1,000 万円超 1,500 万円以下	40	190	600 万円超 1,000 万円以下	40	125
1,500 万円超 3,000 万円以下	45	265	1,000 万円超 1,500 万円以下	45	175
3,000 万円超 4,500 万円以下	50	415	1,500 万円超 3,000 万円以下	50	250
4,500 万円超	55	640	3,000 万円超	55	400

相続時精算課税制度の適用要件の見直し

贈与者の年齢を 60 歳 (昨年まで 65 歳) 以上に引き下げ、受贈者の範囲に 20 歳以上の孫を追加。年齢は贈与年の 1 月 1 日現在の年齢です。

小規模宅地等の特例の見直し

- ・特定居住用宅地等の適用対象面積を、240 m²から 330 m²までの部分に拡大します。
- ・特定居住用宅地と特定事業用宅地とがある場合の併用について、それぞれの限度面積 (居住用 330 m²・事業用 400 m²) まで適用を拡大する。完全併用だと最大で 730 m²が特例の対象となります (貸付事業用宅地を選択する場合の計算は現行どおり調整します。)

下記の 2 項目は、平成 26 年から適用が開始されていますが、関連ですのでご案内します。

- ・区分登記されていない二世帯住宅であれば、上記の特定居住用として認められる要件を緩和します。
- ・老人ホームの終身利用権を取得して入居している場合でも、介護が必要なため入所したもので、貸付け用とされていない場合には特定の適用を認める。

事業承継税制の抜本的な見直し

自社株に係る相続税・贈与税の納税猶予制度について、要件の緩和と手続きの簡素化が行われます。

- ・社員の雇用確保要件を緩和。親族外の後継者へも可とする。など

直系尊属からの贈与により取得した住宅取得等資金の贈与税の非課税措置の見直し

直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合、消費税が 8% の時点では 1,000 万円 (一定の良質なものは 1,500 万円) 消費税が 10% になった後は最高 2,500 万円 (同 3,000 万円) まで非課税として、期限を平成 31 年 6 月 まで延長します。贈与年によって非課税限度額が異なるので注意が必要です。

結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税の創設

20 歳以上 50 歳未満の子や孫へ、結婚・子育て資金を銀行等へ信託をした場合には、1 人につき 1,000 万円 (結婚費用は 300 万円を限度) まで、平成 27 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に拠出に限り、贈与税が非課税とされます。

婚礼 (結婚披露を含む) に要する費用、住居に要する費用及び引越費用のうち一定のもの
妊娠に要する費用、出産に要する費用、子の医療費及び子の保育料のうち一定のもの

所得税の改正

所得税の最高税率の見直し

課税所得 4,000 万円超の最高税率は 45% (昨年まで 40%) に。その結果、住民税と合計すると 55% です。

海外移住をする場合の譲渡所得等の特例の創設...27 年 7 月 1 日から

日本から海外へ移住する人で、有価証券などを 1 億円以上保有している人は、その有価証券などを譲渡したものとみなして、譲渡所得等の金額を計算することになります。

ただし、5 年間は届出をした上で、その課税を留保することが出来ます。

土地等に係る取得費加算特例を縮減

相続した土地を譲渡した場合、所得税の計算上取得費に加算する金額は、その譲渡した土地のみに対応する相続税相当額となります。